

大津市社会福祉審議会条例

平成20年12月22日

条例第51号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、法第8条第2項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第8条第2項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。)

に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によって定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第7条 前条第2項から第6項までの規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第5項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(審査部会の委員等の報酬)

第8条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉子ども部(専門分科会にあつては、福祉子ども部及び健康保険部)において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)
- 2 大津市障害者施策推進協議会条例(平成8年条例第3号)は、廃止する。
(大津市介護保険条例の一部改正)
- 3 大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。
目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。
「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。
第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。
第14条 削除